

## 情報提供制度について

特許審査第一部 調整課 審査基準室\*  
特許庁 審査業務部 商標課商標審査基準室\*\*  
審判部 審判課 審判企画室\*\*\*

**Q 1** 情報提供制度とはどんな制度ですか。

**A 1** 情報提供制度は、発明の特許性等に関する情報の提出を広く第三者に認める制度です。

特許出願及び実用新案登録出願に対する情報提供制度は、昭和45年の出願公開制度の導入にあわせて設けられました。その後、平成5年の法令改正により実用新案登録に対して、また、平成15年の法令改正により特許に対して、権利付与後の情報提供ができるようになりました。

商標登録出願に対する情報提供制度は、平成8年のいわゆる付与後異議申立制度の導入の際に、規定が明文化されました。

特許出願、実用新案登録出願又は商標登録出願に対する情報提供には、特許庁に係属しているこれらの出願に対して情報提供を認めることによって、審査の的確性及び迅速性をより一層向上させるという目的があります。

特許又は実用新案登録に対する情報提供には、権利の有効性についての情報収集の手段をより充実させるという目的があります。

**Q 2** 情報提供は、誰がすることができますか。

**A 2** 誰でも情報提供をすることができます。匿名で情報提供したい場合、提出者の欄における氏名等の記入を省略しても構

いません。ただし、その場合には、【住所又は居所】、【氏名又は名称】の欄に「省略」と記載してください（Q 6 参照）。

**Q 3** 情報提供は、いつ、何に対してすることができますか。

**A 3** 特許の場合、特許庁に係属している特許出願、又は、特許権の設定登録がされた特許に対して、情報提供をすることができます（特許法施行規則第十三条の二、特許法施行規則第十三条の三）。

したがって、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した特許出願や、取下げ又は放棄がなされた特許出願については、情報提供することができません。また、無効とすべき旨の審決が確定した特許については、当該特許は初めからなかったものとみなされるため、情報提供することはできません。

実用新案の場合も、実用新案登録出願、又は、実用新案登録に対して情報提供をすることがで

\* Examination Standards Office, Administrative Affairs Division, First Patent Examination Department, Japan Patent Office

\*\* Trademark Examination Standards Office, Trademark Division, Trademark, Design and Administrative Affairs Department, Japan Patent Office

\*\*\* Appeals Examination Policy Planning Office, Appeals Division, Appeals Department, Japan Patent Office

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

きます（実用新案法施行規則第二十二條，実用新案法施行規則第二十二條の二）。

商標の場合，特許庁に係属している商標登録出願に対して，情報提供をすることができます（商標法施行規則第十九條）。

**Q 4** 情報提供として，何を提出することができますか。

**A 4** 情報の提供は，「書類」を提出することによって行います。提出することができる「書類」には，刊行物，出願の願書又は明細書等の写しのほか，実験報告書，商標の使用に係るカタログ等の証明書類が含まれます。「書類」に該当しないもの，例えば，装置の動作を撮影したビデオテープ等を提出することはできません。

(1) 特許出願又は特許

特許出願に対しては次の①～⑥，特許に対しては①～⑦（ただし，⑤のうち先行技術文献情報開示要件（第三十六條第四項第二号）を除きます。）に関する情報を提出することができます。

① 新規事項を追加する補正（特許法第十七條の二第三項）

② 発明に該当しない，産業上利用することができる発明に該当しない（特許法第二十九條第一項柱書）

③ 新規性がない，進歩性がない（特許法第二十九條第一項各号，第二項）

④ 先願がある（特許法第二十九條の二，第三十九條第一項乃至第四項）

⑤ 明細書，特許請求の範囲の記載要件を満たしていない（特許法第三十六條第四項，第三十六條第六項第一号乃至第三号）

⑥ 原文新規事項を含む（特許法第三十六條の二）

⑦ 不適法な訂正（特許法第二百二十六條，第三百三十四條の二）

(2) 実用新案登録出願又は実用新案登録

実用新案登録出願に対しては次の③と④（ただし，③については第三條第一項第三号に係る考案に限る），実用新案登録に対しては①～⑥に関する情報を提出することができます。

① 新規事項を追加する補正（実用新案法第二條の二第二項）

② 物品の形状，構造又は組合せのいずれにも該当しない，産業上利用することができる考案に該当しない（実用新案法第三條第一項柱書）

③ 新規性がない，進歩性がない（実用新案法第三條第一項各号，第二項）

④ 先願がある（実用新案法第三條の二，第七條第一項乃至第三項，第七項）

⑤ 明細書，実用新案登録請求の範囲の記載要件を満たしていない（実用新案法第五條第四項，第五條第六項第一号乃至第三号）

⑥ 不適法な訂正（実用新案法第十四條の二）

(3) 商標登録出願

次の①～③に関する情報を提供することができます。

① 識別力がない（商標法第三條）

② 公序良俗違反，誤認混同等のおそれがある（商標法第四條第一項第一号，第六号乃至第十一号，第十三号，第十五号乃至第十九号）

③ 先願がある（商標法第八條第二項，第五項）

**Q 5** 情報提供される情報が外国語の場合，翻訳文は必要ですか。

**A 5** 提出する書類が外国語で記載されたものの場合，その翻訳文の提出は義務ではありませんが，関連する箇所に関して翻訳文をあわせて提出するのが望ましいと言えます。

**Q 6** 情報提供はどのような書式にしたがって出せばいいのですか。

**A 6** 情報提供を行うにあたっては，所定の様式にしたがって「刊行物等提出書」を作成する必要があります。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

情報提供のあて先は特許庁長官になります。「刊行物等提出書」は、特許庁の受付窓口へ直接提出されるか又は、以下の宛先まで郵送してください。

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁長官宛

(1) 特許出願又は特許

特許法施行規則の様式第20により作成します。特許に対して情報提供を行うときは、様式第20の「【事件の表示】」の欄を「【特許番号】」とし、特許の番号を記載してください。また、提出者の住所若しくは居所、又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載してください。

様式第20（第13条の2，第13条の3関係）

【書類名】	刊行物等提出書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【提出者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	
【提出する刊行物等】	
【提出の理由】	

(2) 実用新案登録出願又は実用新案登録

実用新案法施行規則の様式第15により、前記(1)と同様に作成します。

(3) 商標登録出願

商標法施行規則の様式第20により、前記(1)と同様に作成します。

**Q 7** 情報提供する際にかかる手数料はいくらですか。

**A 7** 無料です。情報提供する際に手数料はかかりません。また、情報提供はオンライン手続きではなく書面によって行っただけのこととしていますが、電子化手数料も必要ありません。

**Q 8** 情報提供された情報は、閲覧することはできますか。

**A 8** 情報提供の内容は、原則として電子化した上で記録原本に格納されますので、電子化書類としてオンライン閲覧することができます。次の場合は、電子化の対象外とされているため、他の書類と同様に紙の書類として閲覧することができます。

(1) 特許・実用新案の場合

① 平成2年11月以前（電子出願制度の実施前）の出願及び当該出願に係る特許又は実用新案

② 平成11年12月31日以前に国内書面の提出されたPCT出願及び当該出願に係る特許

(2) 商標の場合

① 平成11年12月31日以前（電子出願制度の実施前）の商標登録出願

② 国際商標登録出願

**Q 9** 情報提供がなされた事実を確認することができますか。

**A 9** 特許庁は、出願人（権利者等）に対して、情報提供があった旨の通知を行います。

また、特許電子図書館（IPDL）を利用すれば、誰でも情報提供があった旨を確認することができます。具体的な確認方法は次のとおりです。

(1) 「経過情報検索」の「番号照会」において、四法の種別や出願番号等を入力。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 表示された照会案件の基本項目中の「出願情報」をクリック。

情報提供があったものについては、「審査記録」の欄の中に、例えば、「刊行物等提出書：差出日(…) 受付日(…)」のように表示されています。

**Q 10** 情報提供者は、提供した情報に関して、審査官、審判官と面接をすることができますか。

**A 10** 情報提供者は審査や審判における当事者ではないため、情報に関する釈明や対象出願の特許(登録)の可否についての説明等のために、面接等を行うことによって、審査官や審判官と情報提供者とが連絡をとることは認められておりません。また同様に、情報提供者は、特許法第九十四条第一項(商標法第七十七条第二項で準用する場合を含みます。)により審査官や審判官が書類等の提出を求めることができる対象者となることもできません。

**Q 11** 提供された情報の利用状況を確認することはできますか。

**A 11** 提供された情報の利用状況については、提供者の希望により、所定の葉

書によるフィードバックを行っています。フィードバックを希望する場合は、その旨を「刊行物提出書」の【提出の理由】の欄に明記してください。フィードバックの内容は、(1)提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知に既に利用されていたか、(2)情報提供後の第1回目の拒絶理由通知に利用されたかどうかのどちらかになります。情報提供後の第2回目以降の拒絶理由通知に利用されたかどうか、及び、審査や審判における最終結果がどのようなものになったかについては、フィードバックされません。

**Q 12** 特許や実用新案登録に係る情報提供は、特許庁においてどのように利用されるのですか。

**A 12** 特許又は実用新案登録に対し情報提供があった場合で、その後無効審判や訂正審判が請求されたときは、情報提供の内容は、審判官が確認することができ、職権審理の対象とすることができます。また、実用新案登録に対し情報提供があった場合で、その後技術評価書の請求があったときは、情報提供の内容は、審査官が確認することができ、技術評価書作成の参考とすることができます。

(原稿受領日 2005年3月15日)